

高須輪中土地改良区だより

No.24 平成29年6月15日
発行 高須輪中土地改良区
岐阜県海津市海津町馬目515番地1
TEL 0584-53-0003 FAX 0584-53-3383



理事長 あいさつ

平成29年4月1日現在

森 正 弘

初夏の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は当土地改良区の管理・運営並びに各種事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年11月、新たに策定された「農業競争力強化プログラム」では、農地中間管理機構が借り受けた農地については、農家の費用負担や、同意を求めない基盤整備事業の創設や、土地改良事業申請の手続きの簡素化など、土地改良法の見直しがされております。

次に、国の農業農村整備事業の予算の状況であります。対前年比105.2%と大幅な増額となっております。平成29年度予算の概算決定額は、3,814億円、農山漁村・地域交付金を併せて、総額4,210億円、平成28年度補正予算を含めて、5,772億円が計上され平成21年度の当初予算と同等の規模に増額されている状況です。今後も国に対し当初予算増額確保を強く要望していかねばならないと考えております。

次に、土地改良区の状況ですが、国営長良川用水土地改良事業「国営施設応急対策」の施行申請について3月の通常総代会で議決頂きまして、現在法手続きを行っている状況です。本事業の内容は、勝賀取水揚水機のポンプ、原動機等の改修並びに機場の耐震化対策、勝賀西用水路の総延長7.4Km中1.7Kmの改修及び水管理施設の改修を本年度より平成34年度の6年間を予定しております。本事業の平成29年度予算は1億5千万円と聞いております。今後も事業推進を国へ長良川用水推進協議会で行っていきたくと考えております。

また、6月1日からは本土地改良管理センター2階に東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所の出先として、長良川支所が開設されたことも報告いたします。

次に県営特定農業用管路等特別対策事業の施行申請についても3月の通常総代会において議決頂き現在法手続きを行っております。本事業は、昭和55年度から61年度にかけ県営ほ場整備事業で施工いたしました石綿管の布設替え工事を行うもので、総延長34Kmほどありますが、平成29年度からは土倉、福江地区の7Kmほどを5年間で施行するもので、残ります地区については順次施行申請を行うこととしております。

次に賦課金について、基本財産積立金は高須輪中土地改良区が平成6年2月に設立され、その後前歴事業地元負担金の繰上償還に伴い、買換及び一部取り崩しがされましたが、平成14年度より、先人の役員方々が甚大な努力で一切、取り崩すことなく守ってこられた大切な基金です。今の改良区を預かる我々も次世代にしっかり引き継いで行かなければならないと考えています。基本財産積立金会計基金を取り崩して運営費に当ててはというご意見もありますが、理事会では、将来のためにそのまま温存していきたくと考えている次第です。また、賦課金は本来耕作者が負担すべきではとのご意見が多くある中、海津市営農協議会幹部の方とこのことの協議を重ねて来ました。その結果、おおむねご理解が頂けていると思います。現在の農地中間管理機構等の契約は10年間ですので、この度の賦課金見直しが実現すれば今後変更契約の必要が生じます。この変更契約を行う事務量は大変多くの時間と労力が必要となります。たとえば土地改良区が3～4年周期で賦課金の見直しをした場合には、その都度変更契約をする必要が生じ大変な作業にもなります。それを避けるために10年先の長期的な単価見直しを慎重に検討をしました。担い手の方々がこれまで通り安心して営農して頂く事を第一に考え理事会で協議した結果の提案でした。高須輪中の農業・農地を守っていく為には避けて通ることは出来ません。又、現在農地中間管理事業によって担い手に利用集積されており、土地改良法第3条の原則に立ち返り使用収益権者を当土地改良区の組合員とし、賦課金は耕作者からお願いしたいと考えております。平成29年度から所有者から担い手への組合員の変更手続きとして得喪通知を所有者と担い手両者から印鑑を頂き土地原簿の修正をして、平成30年度から担い手へ変更したいと考えております。決算でご存知のことと思いますが、現在年間概ね3億円の予算の内、排水対策基金積立金会計より約1億円の繰入れを行い運営いたしてきました。

しかし、平成6年2月合併時賦課金単価1,000㎡当たり田(1)で3,000円を平成8年度に3,500円に値上げをして以来、賦課金単価を21年間見直さず現在まで来ましたが、平成30年度にはこの基金積立金の決済預金が1千万円ほどになる見込みであります。そこで賦課金の見直しを理事会で幾度か協議を重ね、3月の通常総代会に30年度以降の賦課金単価を現在1,000㎡当たり田(1)で3,500円から6,500円にする提案をいたしました。しかし、値上げする3,000円を現在の組合員(地権者)が負担するのか、担い手(耕作者)が負担するのかかわからない状況では、土地改良区の財政状況は理解するものの賛同できない。又値上げする幅等も更に検

討頂きたいとのご意見もありましたが、値上げをすることを基本として継続審議となりました。その結果を踏まえ将来の土地改良区の健全な運営のため総代さん方のご意見を賜り今後賦課金について更に検討を重ねていきたいと考えております。

一方、水田活用の直接支払交付金「多面的機能支払交付金」については、先般2月に参加して頂ける28活動組織代表者にお集まり頂き、広域活動組織化への説明会を開催し3月21日に設立総会を開催し承認され高須輪中保全広域組織が4月1日に海津市より認定をうけ土地改良区で今年度より事務を行っております。また、今後輪中全体で以前に取り組んだことのある組織及び取り組んだことのない地域にも参加を促し土地改良施設全体の長寿命化も図っていきたくと考えております。現在取り組んでおられない地域のご協力が不可欠でありますので今後も粘り強く協力をお願いしていきたくと考えております。

今年も4月10日頃からあきたこまちの田植えが始まりましたが、4月は周期的に春雨が降りまして代掻き用水が十分ではないにしても送水出来ました。4月19日までの期間は水利権水量が少なく、必要な用水がないために早植えの代掻きや補給水に困られたと思います。水利権水量は国交省が管理していて増量や新規取得は容易でないことはご存知のことと思いますが、新規取水の取得には理由、必要水量、そして水源等の根拠を国交省に示して、審査の上許可されるものであります。農林水産省も地域整備方向検討調査で今年度が最終になりますが必要な農業用水の把握のため調査を実施して頂きます。有限である農業用水の適切な管理のため今年度も配布しております用水計画やブロックローテーションによる運転休止等にご理解ご協力をいただくとともに農業用水の取水実態にあった作付け体系の検討・調整をお願い申し上げます。

平成29年度予算につきましては3月の総代会で対前年度当初予算比6.5%増、前年度議決予算比5.2%増の3億8百万円をご承認頂きました。この予算の内容ですが、全体額は前年当初と比べては大きな増額予算ですが、この増額は多面的機能支払交付金での広域化に伴う事務費の増額と維持管理適正化事業による事業量の増によるものです。老朽化している施設の整備や突発的な故障の補修等について県営農業水利施設保全合理化事業等の高率補助事業で対応していくように努めると共に、事務の合理化・効率化を図り、経費節減に努めて参ります。

最後になりましたが、組合員の皆様方の益々のご健勝とご活躍をご祈念申し上げますとともに、土地改良区の管理、運営に今後も格別のお力添えを賜りますことをお願い申し上げます。

第24回通常総代会の報告について

平成29年3月14日開催の通常総代会で、次の各議案が審議可決されました。

- 第1号議案 国営長良川用水土地改良事業(国営施設応急対策)の施行申請の議決について
- 第2号議案 県営特定農業用管路等特別対策事業の施行申請の議決について
- 第3号議案 定款変更の議決について
- 第4号議案 平成29年度一般会計収支予算の議決について
- 第5号議案 平成29年度職員退職手当積立金会計収支予算の議決について
- 第6号議案 平成29年度基本財産積立金会計収支予算の議決について
- 第7号議案 平成29年度農地転用決済金積立金会計収支予算の議決について
- 第8号議案 平成29年度太陽光発電会計収支予算の議決について
- 第9号議案 平成29年度賦課金の賦課徴収方法とその時期の議決について
- 第10号議案 平成29年度農地転用決済金の議決について
- 第11号議案 平成29年度一時借入金の最高限度額及びその方法の議決について
- 第12号議案 平成29年度金銭預入先金融機関の議決について

平成29年度当初予算について

イ. 一般会計 308,000千円

単位:千円

収 入		支 出	
款	予算額	款	予算額
組合費	95,402	事務費	78,088
使用料	1,991	選挙費	1,001
補助金	50,251	維持管理費	184,381
交付金	32,355	事業費	2,005
寄付金	274	償還金及び利子	2
借入金	1	負担金	12,352
受託金	17,190	過年度支出	1
雑収入	1,270	諸費	624
財産収入	2	用地補償費	511
繰入金	109,263	退職手当積立金繰出金	5,000
繰越金	1	繰出金	22,890
		予備費	1,145
計	308,000	計	308,000

総額 3,741,201千円

ロ. 特別会計 3,433,201千円

単位:千円

別 会 計	予 算 額
職員退職手当積立金会計	40,227
基本財産積立金会計	3,364,644
農地転用決済金積立金会計	22,848
太陽光発電会計	5,482

※ 収入支出差引残金なし

(裏面に続く)

平成29年度賦課金及び決済金について

平成29年度賦課金及び決済賦課金は、第24回通常総代会で下記の通り決定しました。

① 賦課金		(1,000㎡当たり)									
賦課基準	賦課地積の基準日	平成29年4月1日									
経常賦課金	田(1)	3,500円	畑(1)	1,050円	畑(2)	350円	大樽川堤以北の地域	田(2)	1,160円	畑(3)	350円
	納期限	前期分	平成29年6月30日		後期分	平成29年11月30日					

② 農地転用決済金		(1,000㎡当たり)								
	田(1)	213,000円	田(2)	71,000円	畑(1)	63,900円	畑(2)	21,300円	畑(3)	21,300円

◆賦課金について

- 水利利用の有無に関わらず高須輪中土地改良区区域内の農地に賦課金がかかります。
- 農地を異動した場合旧組員に未納金がある場合は、新組員に未納金の納入義務(土地改良法第42条)が生じますので、納め忘れないようにご注意ください。
- 賦課基準は毎年4月1日現在の土地を対象に賦課されますので、異動、農地転用がありましたら速やかに届出をして下さい。賦課に疑問がありましたら、いつでも土地原簿の閲覧が出来ますのでご来所下さい。

◆組員の資格取得・喪失の届け出について

- 下記の場合は、土地改良法第43条により変更通知をしていただくことになっております。当土地改良区の総務課に所定の用紙がありますので手続きをして下さい。
- 組員が死亡した場合
 - 組員が農地の喪失又は取得した場合(農地の異動、売却、譲与等)
 - 農業者年金の受給による経営移譲の場合

◆農地に異動があったときは、当土地改良区に必ずお届け下さい

農業委員会に届出(所有権、耕作権の設定)済、或いは登記の完了により土地改良区の台帳も自然に加除されるとお考えの方も多いようですが、土地改良区の台帳は組員からの異動通知によって加除されることになっておりますので、他人に売却されても本人から通知がなければそのまま賦課されますので異動がありましたら必ずお届け下さい。

◆農地転用、地区除外申請等に伴う決済賦課金について

- 決済賦課金は、今後の維持管理費について区域内農地が減少しても、用水路及び排水機等の維持管理費は減少しませんので、残存農地が負担過重とならないよう、農地転用される時その農地にかかる今後相当期間の維持管理費相当分を納めていただくものです。
- 農地を宅地、その他に転用される場合には、決済賦課金が賦課されます。
- 農地転用等により地区除外されるときは、農地転用等の通知を土地改良区に提出し意見書の交付を受けて下さい。尚、公共事業(道路、学校用地、公園、河川、水路等)用地として転用される農地についても決済金が賦課されますので、用地買収等の折には事業主体でこれを負担していただくか、決済金を含めて価格交渉をされるようお願いいたします。
- 農地転用決済金は、高須輪中土地改良区地区除外等処理規程による意見書等を交付するときに、その金額を徴収します。尚、県営土地改良事業施行地区で、事業完了後8年(工事完了の日の属する年度の翌年度から起算)を経過していない農地につきましては、決済金とは別に事業補助金返還金が必要になります。これについても意見書の交付と同時に、概算金を徴収し返還金が確定次第清算いたします。
- 農家住宅、分家住宅及び農業用施設については減免措置がありますので農地転用の手続きをする場合は、事前に事務局にご相談して下さい。

※一定の条件を満たす農地転用決済金等については、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用となります。
詳しくは、**税務署の資産課税(担当)部門**にお尋ねください。

賦課金に関するお知らせ

●納付できる場所(口座振替契約のされていない方)

高須輪中土地改良区事務所・大垣共立銀行海津支店・西美濃農業協同組合高須支店
尚、上記以外の金融機関でも納付できますが別途振込手数料がかかります。

●預金口座振替の契約をされている方は、納期日に指定された金融機関の預金口座から振替されます。

(通知書に記載する預金口座振替の番号は、個人情報保護のため下3桁を***で表示しております)

●口座振替契約のできる取扱金融機関

大垣共立銀行・西美濃農業協同組合・ぎふ農業協同組合・桑名信用金庫・大垣西濃信用金庫・十六銀行の本支店
尚、上記の金融機関で賦課金の預金口座振替の申し込みをしていただきますと手数料はかかりません。

●預金口座振替のお申込み

当土地改良区で用意しております「預貯金口座振替依頼書」「納付書送付依頼書」に必要事項を記入の上、預金通帳、印鑑(届出印)をご持参の上、各金融機関窓口へ提出して下さい。

※ 賦課金等についてのお問い合わせは直接当土地改良区総務課までお願いします。

平成27年度決算について

(平成28年9月13日第24回臨時総代会で承認)

イ 一般会計

入		出	
款	決算額	款	決算額
組合費	95,159,910	事務費	63,211,464
使用料	2,218,981	選挙費	0
補助金	54,410,024	維持管理費	173,362,819
交付金	30,795,000	事業費	14,554,080
寄付金	293,130	償還金及び利子	254,671
借入金	0	負担金	4,276,950
受託金	10,973,238	過年度支出	0
雑収入	486,338	諸費	421,200
財産収入	0	用地補償費	509,852
繰入金	90,571,546	退職手当積立金繰出金	3,000,000
繰越金	1,222,067	繰出金	25,510,320
		予備費	0
計	286,130,234	計	285,101,356

手持ち現金 20,099円

※ 収入支出差引残金 1,048,977円は、次年度へ繰越

ロ 特別会計

◎職員退職手当積立金会計		
単位:円		
収入総額	支出総額	差引残金
50,966,918	0	50,966,918
※収入支出差引残金 50,966,918円は次年度へ繰越		
◎基本財産積立金会計		
単位:円		
収入総額	支出総額	差引残金
3,409,387,454	89,071,546	3,320,315,908
※収入支出差引残金 3,320,315,908円は次年度へ繰越		
◎農地転用決済金積立金会計		
単位:円		
収入総額	支出総額	差引残金
23,749,777	1,000,000	22,749,777
※収入支出差引残金 22,749,777円は次年度へ繰越		
◎太陽光発電会計		
単位:円		
収入総額	支出総額	差引残金
5,281,279	2,430,000	2,851,279
※収入支出差引残金 2,851,279円は次年度へ繰越		

平成29年度用水計画について

1. 運転日及び運転時間

※灌漑用水時期の運転休止日を21年度より変更しております。

	用水時期	運転時間	運転日
事前通水	3月28日～3月31日	午前8時30分～午後5時	
苗場用水	4月1日～4月9日	午前8時～午後5時	苗場、代掻き用水は、毎日運転します。灌漑用水は、 火曜日・土曜日 の週2日間を休止日としその他の日は運転します。なお、雨天の場合は降雨量、大雨予報等で判断し運転を中止又は一時休止する場合があります。また、機械操作の都合上、30分程度の時間のずれが生じる場合がありますのでご理解下さるようお願いいたします。
代掻き用水	4月10日～4月14日	午前7時～午後7時	7月18日～9月11日の午後5時以降は畑作のみの利用にしますので、水田のバブルを閉めるよう皆様のご協力をお願いします。
	4月15日～5月31日	午前6時～午後7時	
灌漑用水	6月1日～7月17日	午前8時～午後6時	※下記記載の5機場が対象となります。
	7月18日～8月31日	午前8時～午後7時	
	9月1日～9月30日	午前8時～午後6時	
	10月1日～10月10日	午前8時～午後6時	

※ 勝賀・野寺・須脇・蛇池・松山中島加圧揚水機場は4月10日～10月10日の運転となります。

※7月18日～9月11日の期間は、ブロックローテーションによる運転休止日を設けておりますので休止日が異なりますので、ご注意ください。

2. 故障・修理等の連絡先

運転日は、日、祝祭日(土曜日は除く)でも管理センターに職員がおりますのでご連絡下さるようお願いいたします。

土地改良区電話 TEL 0584-53-0003(代)

土地改良区携帯電話 橋本・佐藤 TEL 090-7042-1591

山内・加藤 TEL 090-2342-4765

ホームページ開設の案内

水土里ネット高須輪中では、平成20年10月にホームページを開設しました。トピックスを始めとし、用水計画、土地改良区の申請手続き関係様式など最新データをご覧いただきたいと思っております。

<http://www.takasuwayju.or.jp>

